昭和40年11月10日第三種郵便物認可　平成20年7月10日発行（毎月10日）第525号

中央会

組合活性化情報

わかやま

7
2008.7
No.525

- トピックス
- ステップアップ講座
- 中小企業白書のポイント
- 中央会だより
- 全国先進組合事例

和歌山県中小企業団体中央会

No.525

2008.7

WAKAYAMA

Contents

今月のトピックス ―― 1
- 「災害時用飲料水タンク寄贈」～新宮市管工事業（協）～

ステップアップ講座 ―― 2
- 「組合のための税制改正のポイント」

中小企業白書のポイントII ―― 4

最低賃金法が変わります！ ―― 9

中小企業退職金共済制度 ―― 9

研修のご案内 ～中小企業大学校関西校～ ―― 10

「70歳まで働ける企業」創出事業 ―― 11

中央会だより ―― 12
- 「70歳まで働ける企業」創出事業推進会議
- 中国輸出振興部会総会

会員だより ―― 14
- 中小企業総合展2008開催
- 和歌山県知事表彰

青年中央会だより ―― 16

全国先進組合事例 ―― 17

情報連絡員報告 ―― 20

共済制度のご案内 ―― 22

今月のトピックス

災害時用飲料水タンク寄贈

新宮市管工事業協同組合

新宮市管工事業（協）では、災害時用飲料水長期保存タンク3基を同市内の佐野区へ寄贈。

新宮市避難場所指定である佐野区の会館を設置場所とし、5月30日（金）、同会館で贈呈式が行われました。

当組合では安全・安心できる飲料水の供給を念頭に、市民から信頼される組合として事業運営を行ってきました。

又、組合行事として災害地等の視察を重ね、有事における市民意識高揚のため、平成15年には海抜表示板等を市内120箇所に取り付けました。

「各地での災害報道により、飲料水確保の重要性を痛感、佐野区でタンク購入の話が出たおり、組合で話し合い寄贈することに決めました。」と中村理事長。

この『**メデタンク1t**』は、タンクに貼り付けられた光触媒シートの働きにより水中の有機物と反応、消臭・無害化した飲料水を長期保存できる（常温・自然光下で3年間）。

1基には文字通り1tの水が入り、100人が3日間過ごせる容量（1人1日約3ℓの水が必要）です。

有事における「水」の確保の緊急性を実感する新宮市内の町内会等でもタンク購入が続き、地震などの災害時、断水・水不足時などには頼もしい力を発揮しそうです。

▼中村理事長

新宮市管工事業協同組合
TEL 0735-21-5344

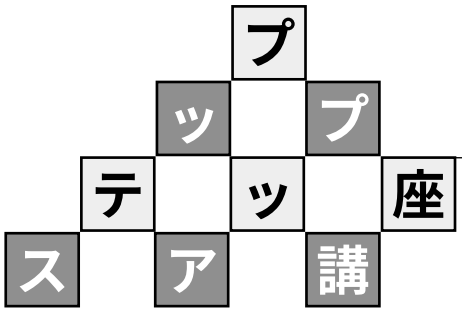

「組合のための税制改正の

～事業承継税制の抜本拡充～

最近会社の廃業率が開業率を上回っていて会社数が年々減少してきていますが、その一因に事業承継問題があるとされています、このため中小企業の事業承継が円滑に進むように「中小企業経営承継円滑化法」が国会に提出され、総合的な支援策を講じることとなりました。

この法律は、①相続税の課税の特例（納税猶予制度）②民法の特例③金融支援の3つの柱から成り立っています。①の相続税の課税の特例については21年度税制改正で創設されますが、その適用は平成20年10月1日に遡ってできるようにされる予定です。②の民法の特例はこの法律の公布から1年以内、③の金融支援は今年4月から一部スタートしています。尚、今回は紙面の関係上①のみを説明します。

1　対象となる企業

「中小企業基本法」に定める中小企業が対象となります。

具体的には右記の図に記載した会社です。

	資本金	従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

（注）資本金又は従業員のいずれかを満たしていればよい。

2　相続税の課税の特例（株式の納税猶予制度）

代表者が死亡した場合、相続人が被相続人（代表者）から株式を含め財産及び債務を相続することになりますが、この際その純財産（財産－債務）が一定金額以上（5,000万円×相続人の数）あれば相続税の申告と納税が発生します。内部留保(含み益を含む)のある会社の場合、その株式の評価は額面の何倍もの評価となる場合があります。このため多額の相続税を納付しなければならない場合がでてきます。しかも、中小企業の株式は換金しにくい財産の代表例で、相続税の納税資金に困ることになります。そこで、株式について相続税の納税猶予の制度が創設されたわけです。

簡単にいうと「相続により取得した議決権株式（相続までにすでに保有していた議決権株式を含めて発行済議決権株式の3分の2に達する部分）にかかる課税価格の80％に対応する相続税額が納税猶予」されるという内容です。

要件　①中小企業基本法の中小企業であること
②被相続人は会社の代表者であったこと
③被相続人と同族関係者で発行済議決権株式総数の50％超の株式を保有かつ筆頭株主であった場合
④相続人である後継者は会社の代表者であること
⑤相続人と同族関係者で発行済議決権株式総数の50％超の株式を保有かつ筆頭株主となる場合
⑥後継者は相続税の申告期限までに経済産業大臣に申請し認定を受けること

ポイント」

税理士　後 安 宏 彦

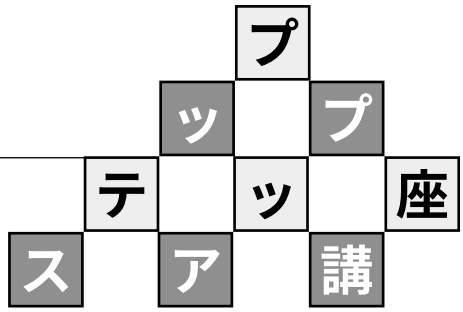

⑦以後5年間代表者であること
⑧以後5年間雇用の8割以上を維持すること
⑨相続した対象株式を保有し続けること

上記①から⑥までは、相続税の納税猶予を受ける際の要件で、⑦から⑨は相続税の納税猶予を受けてからの要件で、5年間経済産業大臣のチェックが毎年行われます。この制度は、あくまで納税猶予制度であって、上記要件を満たさなくなった時は、納税猶予を受けた相続税に利子税を添えて納付しなければなりません。但し後継者が死亡のときまで株式を保有し続けた場合など一定の場合には、納税猶予された相続税額は免除されます。

納税猶予制度の図

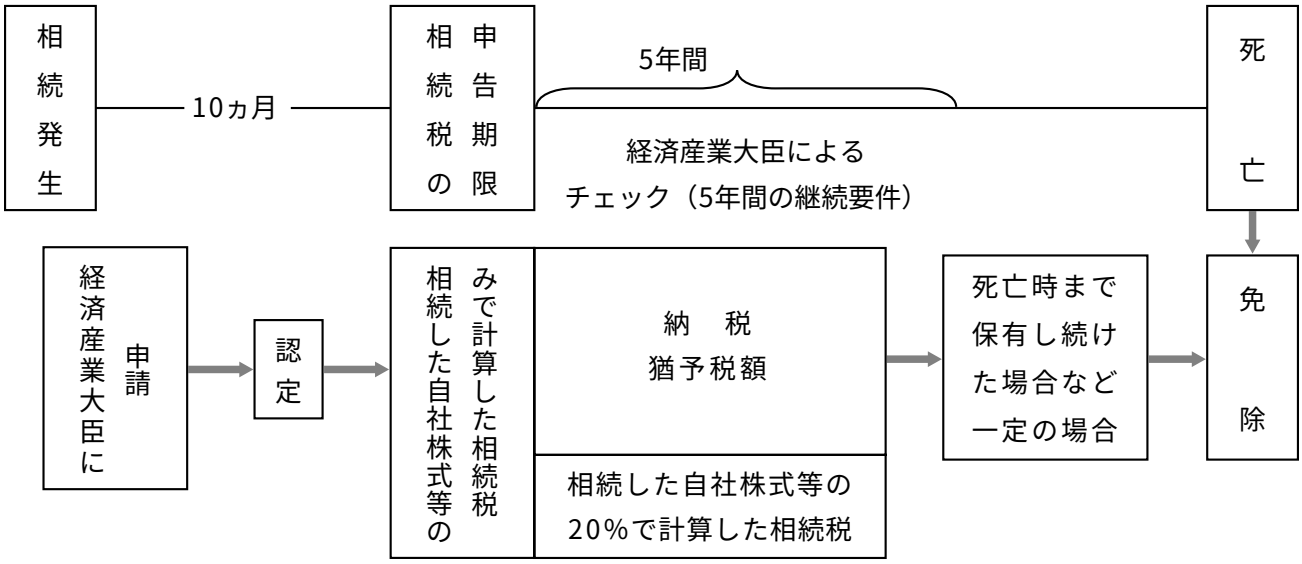

3　ポイント

（1）この制度は相続税の納税猶予であって、免除ではない。(一定の場合免除あり)しかしながら相続に伴い納税資金の軽減を図ることができる。

（2）5年間の適用要件（上記⑦⑧）と⑨を満たさなくなったら、猶予されている相続税に利子税を合わせて納めなければならない。

（3）この制度の対象となる人は、代表者となる相続人1名に限られる。

4　まとめ

今回は株式の相続税の納税猶予についてのみ説明しましたが、この法案は総合的な支援策が特徴です。民法の特例、金融支援についても利用できる部分もあり事業承継上新たな方法を手に入れることとなったわけです。ぜひとも上手に活用してスムーズなバトンタッチをしていただきたいものです。

生産性向上と地域活性化への挑戦

2008年版中小企業白書のポイントⅡ

中小企業庁

第2部　中小企業の生産性の向上に向けて

我が国の少子高齢化・人口減少が進展する中、持続的な経済成長を図るためには、労働生産性の向上が必要である。こうした観点から、中小企業の労働生産性の現状とその向上のための課題を示す。

1．労働生産性の現状
2．サービス産業の課題
前号で解説

3．ITの活用

ITは労働生産性向上を図る上で重要なツールであるが、中小企業におけるIT資本の蓄積が遅れている実態や、中小企業がITを活用していく上での人材確保や投資コスト負担等の課題を示す。

4．グローバル化への対応

中小企業のグローバル化への対応が進展する中で、輸出や海外展開が労働生産性の向上に寄与する可能性を示すとともに、中小企業が輸出や海外展開を行う上で直面する課題を示す。

第2部：テーマ分析①　中小企業の生産性の向上に向けて

3．中小企業によるITの活用

＜ITの広まり＞

○　ITが普及するなかで、企業を取り巻く経営環境も変化している。しかし、大企業に比べて中小企業ではITの広まりがもたらしている経営環境の変化への認識が弱い。

＜中小企業におけるITの活用状況＞

○　規模の小さな企業ほどパソコンの装備率が低い。さらに、中小企業では大企業と比べて、ソフトウエアが総資産に占める割合が低い。IT関連の資産が少なく、ITを活用する環境が整っていない可能性がある。

インターネット普及率の推移

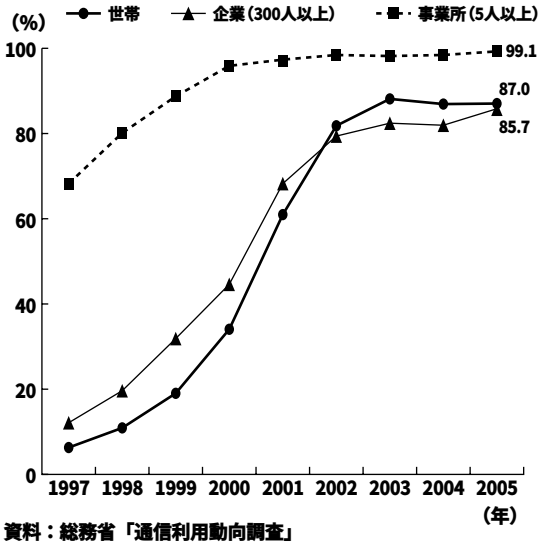

資料：総務省「通信利用動向調査」
http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/field/tsuushin01.html
（注）各年年末の数値。

パソコンの装備状況

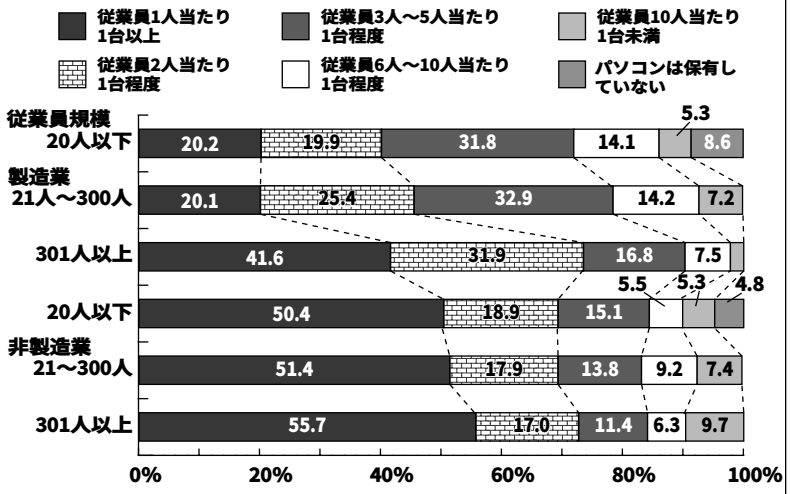

資料：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング㈱「ITの活用に関するアンケート調査」（2007年11月）

＜ITの活用における課題＞

○　中小企業にとって、ITを有効活用する際の大きな課題は、人材の確保と投資コストの負担である。情報システム会社も都市圏に偏在。 SaaS・ASPなどの有効活用が期待される。

中小企業におけるIT投資やITの活用における課題

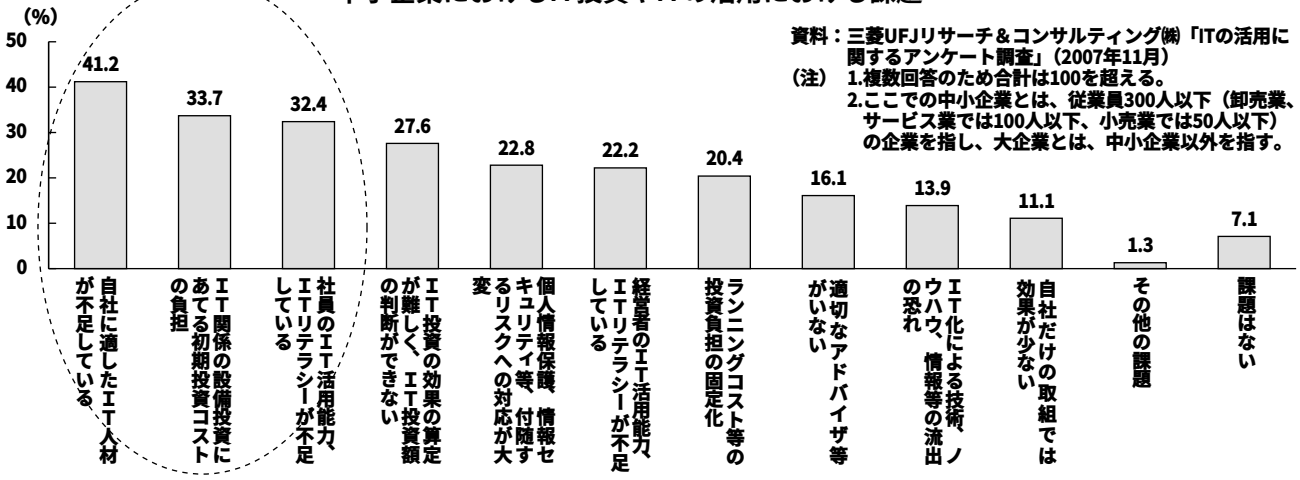

資料：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング㈱「ITの活用に関するアンケート調査」（2007年11月）
（注）1.複数回答のため合計は100を超える。
2.ここでの中小企業とは、従業員300人以下（卸売業、サービス業では100人以下、小売業では50人以下）の企業を指し、大企業とは、中小企業以外を指す。

＜ITの活用による効果＞

○　中小企業は、ITの活用による業務プロセスの合理化やコストの削減の効果を認識しているが、製品・サービスの高付加価値化や売上増大の効果は相対的に低い傾向。

中小企業がITの活用により得ていると考えている効果

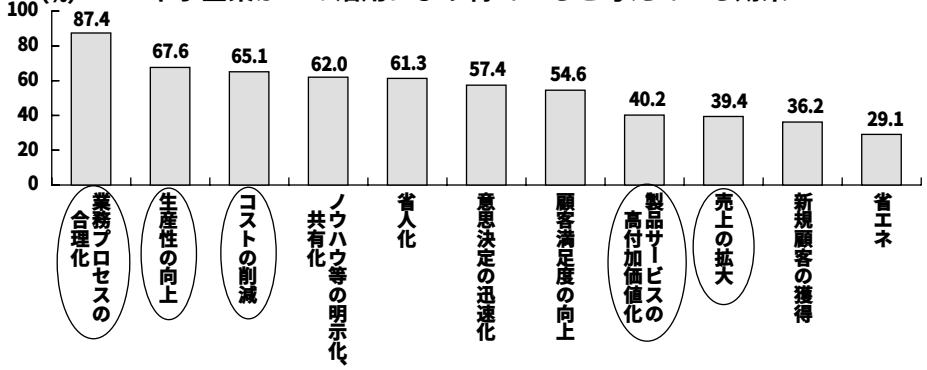

資料：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング㈱「ITの活用に関するアンケート調査」（2007年11月）
（注）1.IT活用により各項目の効果を期待している企業のうち「期待した効果が得られている」、「ある程度の効果は得られている」企業の割合を示している。
2.ここでの中小企業とは、従業員300人以下（卸売業、サービス業では100人以下、小売業では50人以下）の企業を指し、大企業とは、中小企業以外を指す。

事例：㈱ヤマサキ

配送業者とのシステムの連携やデジタルピッキング（在庫から商品を選び出す業務の効率化を行うシステム）等により、千件当たりの出荷時間を15時間から5時間に短縮させるなど、受注ー製造ー販売の全業務フローにおいてITを最大限に活用し、高い成果をあげている。

2007年度「中小企業IT経営力大賞」（経済産業大臣賞）に選ばれた。

○　しかし、ITの活用による取引先拡大の効果が見られる。新規取引先は国内全域から海外にも及ぶ。ホームページ等の工夫で顧客獲得に効果を上げている例も多い。

中小企業のITの普及に伴う販売先との関係の変化

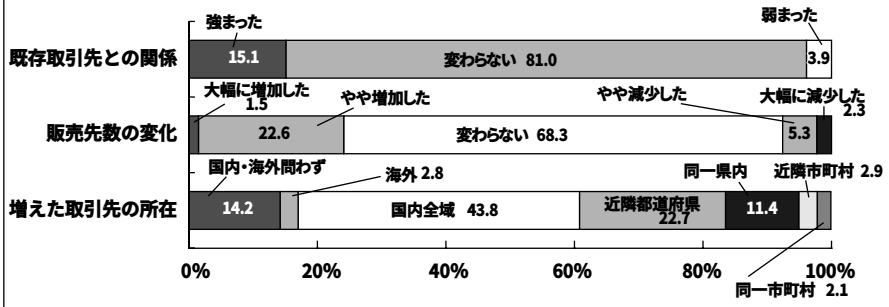

資料：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング㈱「ITの活用に関するアンケート調査」（2007年11月）
（注）1.中小企業のみ集計している。
ここでの中小企業とは、従業員300人以下（卸売業、サービス業では100人以下、小売業では50人以下）の企業を指す。
2.増えた取引先の所在は、販売先数の変化において「大幅に増加した」、「やや増加した」と回答した企業に聞いている。

事例：㈱小竹食品

地元商工会議所主催の勉強会を通じ、同会議所職員の支援を得て自社ホームページを立ち上げ。顧客が検索時に使っているキーワードを分析し、その結果をサイトの構成に活かすことにより、同社サイトの検索順位を上位にすることに成功し、全国規模で笹団子の販売を実現。

○　労働生産性の水準の高い中小企業では電子商取引を行っている企業が多い傾向。
○　業務の合理化のみならず、電子商取引等による売上増大や製品・サービスの高付加価値化に向け、ITの戦略的な活用が期待される。

電子商取引を行っている中小企業の割合

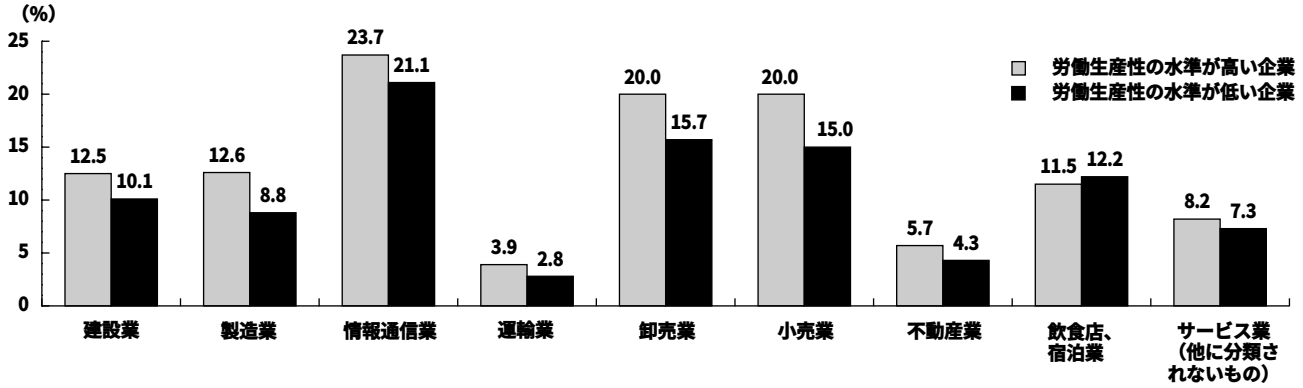

資料：中小企業庁「中小企業実態基本調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」再編加工
（注）　2006年度の事業活動において、電子商取引（インターネット等を通じた商取引）を実施した中小企業の割合を示している。

4．中小企業のグローバル化への対応

＜輸出を通じた中小企業のグローバル化＞

○　日本の輸出入は拡大のテンポを強めており、主にアジアが牽引している。
○　中小企業においても、売上高に対する輸出の比率が上昇するとともに、最近は輸出を行う企業の方が業況感が良い。

中小企業の対売上高輸出比率の推移

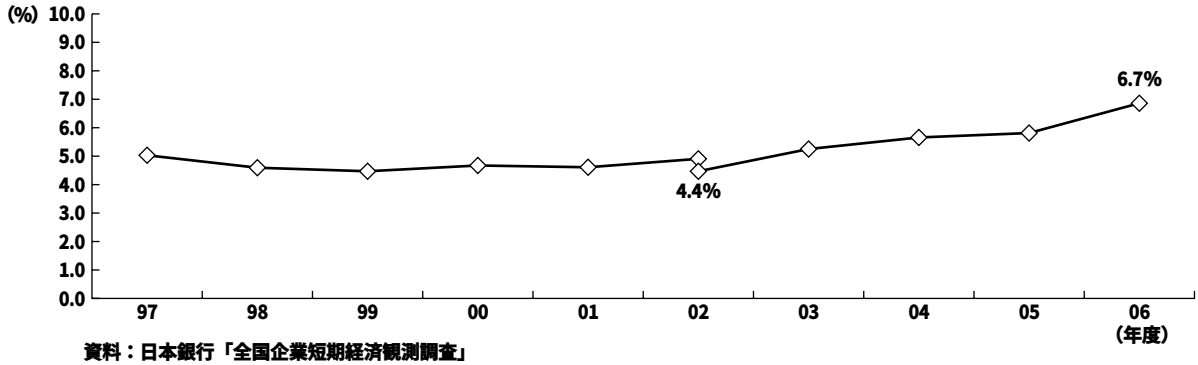

資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

○　なお、我が国のサービス輸出額も訪日外国人客の増加、特許使用料の増大等から増加傾向。

サービスの輸出額の推移

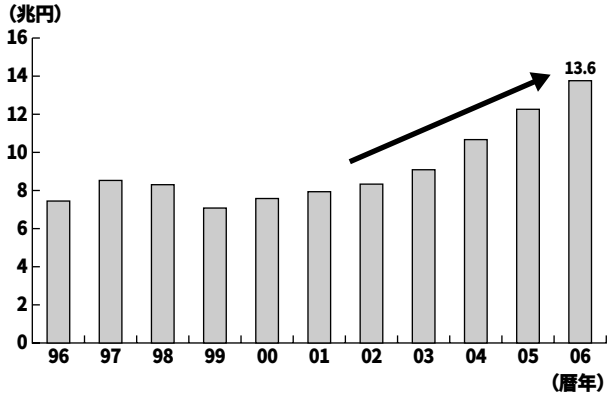

資料：日本銀行「国際収支統計」

サービス収支改善の項目別寄与度

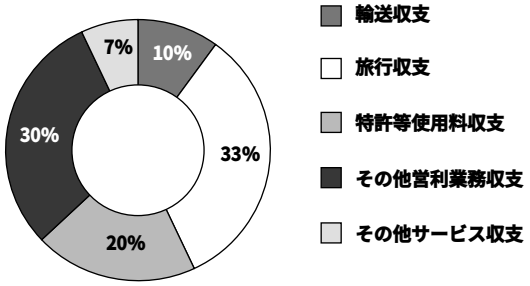

資料：日本銀行「国際収支統計」

○　中小企業製造業の労働生産性の水準をみると、輸出を行う企業の方が労働生産性が高い。輸出によって付加価値が増大した企業の割合も4割を超える。

輸出の有無と労働生産性（中小製造業）

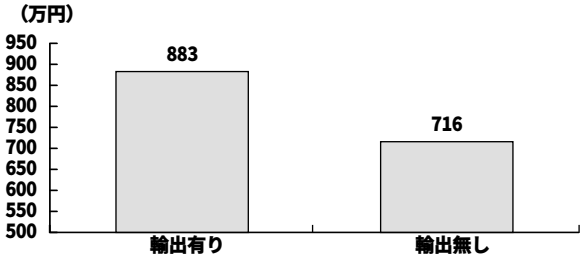

資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

輸出による付加価値額の変化（中小製造業）

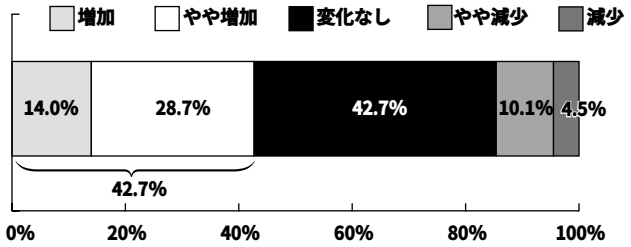

資料：㈱野村総合研究所「グローバル化における経営環境の実態に関するアンケート調査」（2007年12月）

○　輸出における課題としては、輸出を希望している企業は、現地マーケットをつなぐ優秀なパートナー企業の確保を、実際に輸出を行っている企業は、海外製品との競合激化を最も多く挙げている。海外のパートナーとのつながりと、自社の強みを活かした製品の差別化により、高い付加価値に結びつけていくことが期待される。

輸出希望企業の課題（上位3項目）

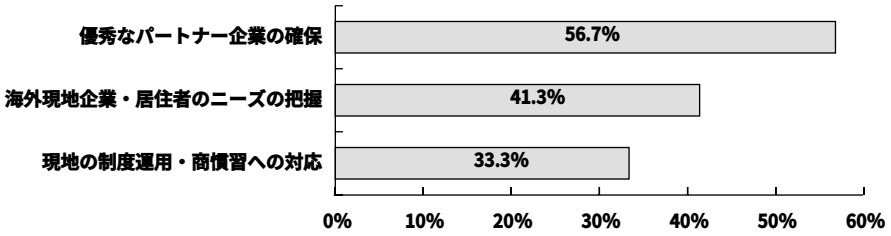

輸出実施企業の課題（上位3項目）

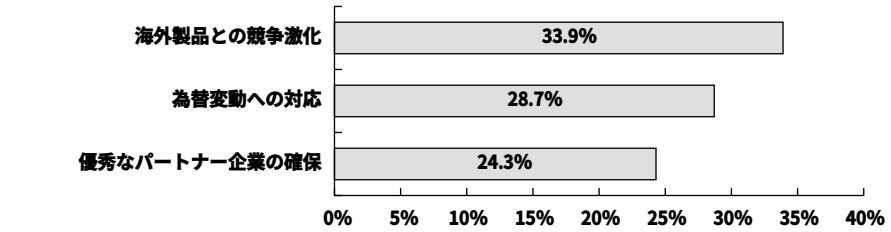

資料：㈱野村総合研究所「グローバル化における経営環境の実態に関するアンケート調査」（2007年12月）
（注）　複数回答のため、合計は100を超える。

事例：松井ニット技研

柔らかな風合いのマフラーを製造。下請からの脱却を決意し、地道に展示会等への出品を続け、ニューヨーク近代美術館（MoMA）のショップのバイヤーの目にとまって、輸出を開始。同ショップの売上数量で5年連続1位を獲得。

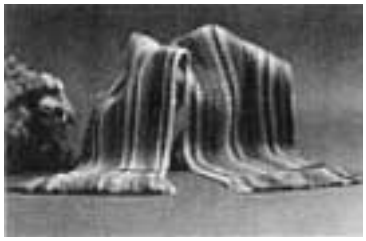

＜海外展開を通じた中小企業とグローバル化＞

○　海外展開を行う中小企業数は増加傾向にあり、特に最近では非製造業の伸びが大きく上昇している。

海外展開を行う中小企業数の推移（非一次産業）

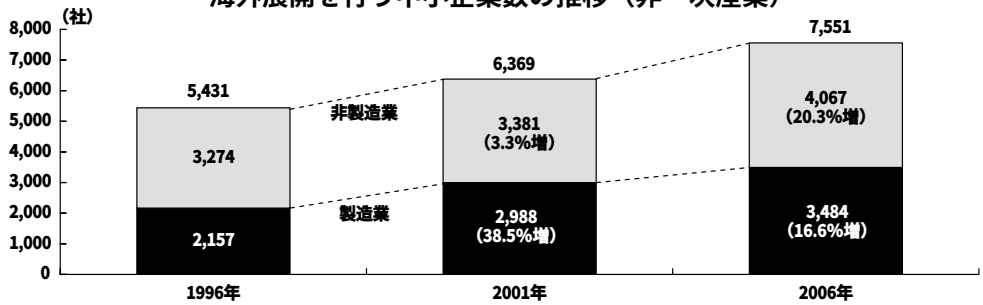

資料：総務省「事業所・企業統計」再編加工
（注）　1.海外に子会社もしくは関連会社を保有している企業数を算出
　　2.（ ）内は製造業・非製造業別の1996年、2001年を基準とした伸び率

○　中小企業の労働生産性の水準をみると、海外展開をしている企業の方が高い。海外展開（直接投資）により、労働生産性が向上したという企業が4割弱。

海外展開と労働生産性との関係（2005年度）

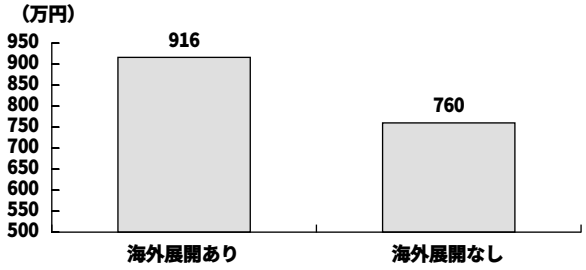

資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

直接投資による中小企業の労働生産性の変化

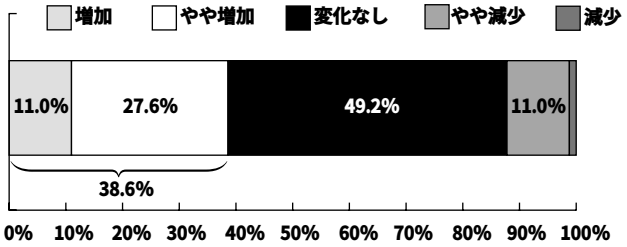

資料：㈱野村総合研究所「グローバル化における経営環境の実態に関するアンケート調査」（2007年12月）

○　中小企業の海外展開に伴う国内生産の縮小をしていない企業の割合は8割程度。国内生産では高付加価値製品等へのシフトが起こっている姿も伺える。

直接投資に伴う中小企業の国内部門への影響

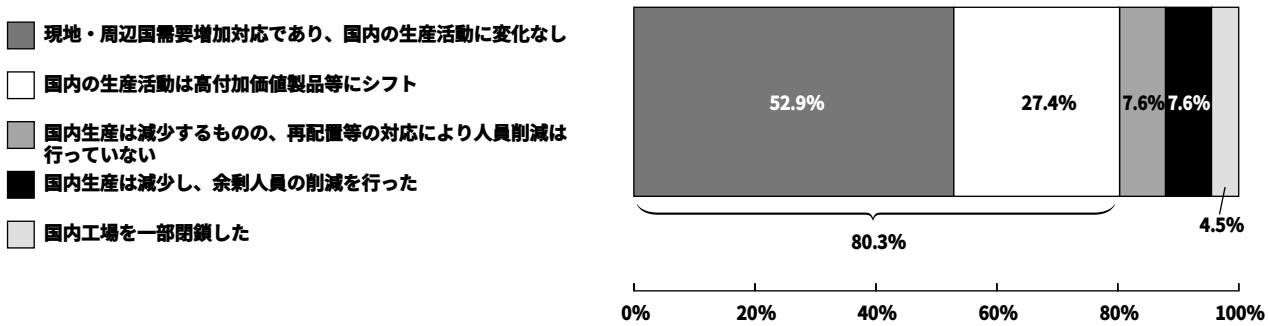

資料：㈱野村総合研究所「グローバル化における経営環境の実態に関するアンケート調査」（2007年12月）

○　海外拠点における課題に関し、品質管理や現地労働者の賃金コスト上昇は製造業と非製造業の共通の課題。他方、非製造業では現地マネージャー層の不足が、製造業では現地市場における更なる販路の拡大が相対的に大きな課題であり、こうした業種の相違も踏まえた海外展開支援が必要。

中小企業の海外拠点における課題

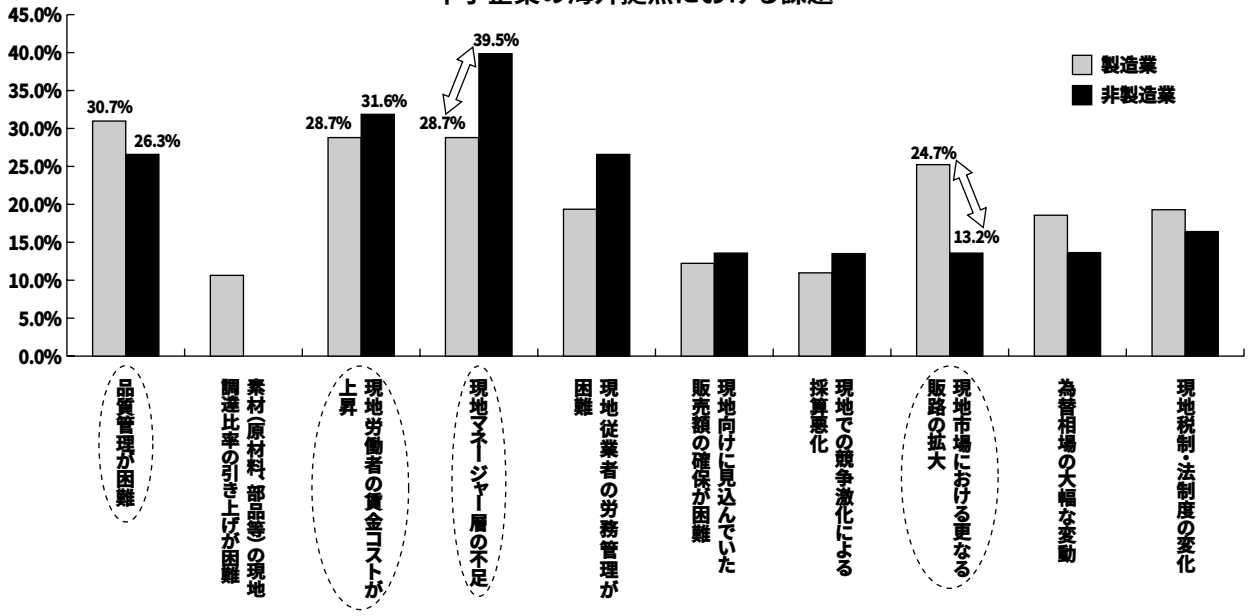

資料：㈱野村総合研究所「グローバル化における経営環境の実態に関するアンケート調査」（2007年12月）

平成20年7月1日

最低賃金法が変わります！

改正の概要

1 地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性にも配慮することとなります。
2 地域別最低賃金を下回る賃金を支払った場合の罰金の上限額が2万円から50万円に引き上げられます。
3 産業別最低賃金を下回る賃金を支払った場合については、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法第24条の賃金の全額払違反の罰則（罰金の上限額30万円）が適用されます。ただし、産業別最低賃金が適用される労働者に地域別最低賃金を下回る賃金を支払った場合は、最低賃金法違反（罰金の上限額50万円）となります。
4 全ての労働者に最低賃金を適用するため、障害により著しく労働能力の低い者、試の使用期間中の者、認定職業訓練を受けている者等に関する適用除外許可規定が廃止され、最低賃金の減額特例許可規定が新設されます。
5 派遣労働者については、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。
6 時間額、日額、週額又は月額で定めることとされていた最低賃金額の表示単位が、時間額のみとなります。

詳しいことは、**和歌山労働局賃金室（073－422－2174）**又は**最寄りの労働基準監督署**へお問い合わせ下さい。

中小企業の皆様！ 退職金は **中退共** におまかせ下さい!!

中退共制度は中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です

★ 掛金の一部を国が助成します　★ 掛金は全額非課税です
★ 管理が簡単です　★ 適格退職年金制度から中退共制度に移行できます

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
ちゅうたいきょう
略称：中 退 共

〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6
TEL(03)3436-0151(代表)　FAX(03)3436-0400
URL http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp

中小企業大学校関西校研修のご案内

「経営管理者研修」

概　　要　　自立した発想と行動力を備え、革新的な経営活動を牽引する「キーパーソン」＝経営管理者を目指し、1年間を通じて経営管理の専門知識からマネジメントの考え方・手法を体系的に学びます。また、ゼミナール指導では「自社の革新プラン」立案に取り組みます。
日　　時　　平成20年10月～平成21年9月（各5日間×12ヶ月＝60日間）
会　　場　　中小企業大学校　関西校
対 象 者　　経営者、後継者、経営幹部
受 講 料　　532,000円
定　　員　　20名

《研修の特色》

①実務・現場での「実践力」重視
経営理論・手法を知識として学ぶのみでなく、日常の実務を想定し自社での活用方法を学びます。

②自ら考え・実行する「参加型」講義
演習、グループでの討議・発表など、受講生自ら考え行動する「参加・体験型」講義です。

③ゼミナールでの個別指導：「専門性」と「課題解決力」の向上
講義と並行して行われるゼミナールでは、専門分野を深め、学習内容の自社への応用を図ります。

「ロジカルシンキングで取り組む問題解決」

日　　時　　平成20年9月17日（水）～9月18日（木）［2日間］
会　　場　　経営プラザ（大阪駅前第3ビル）
対 象 者　　職場のリーダー、管理者、管理者候補
受 講 料　　21,000円
定　　員　　30名
特　　色　　①問題の原因や課題を整理し、解決策を生み出す論理的思考法を学びます。
②自身が職場で抱える問題の解決策立案に取り組みます。

お問合せ
中小企業基盤整備機構近畿支部 中小企業大学校関西校
〒679-2282　兵庫県神崎郡福崎町高岡
電話番号　0790-22-5931　Fax番号　0790-22-5941
HP　http://kansaiko.jp/

70歳まで働ける企業創出事業

70歳まで働ける私も企業もいきいき元気

高年齢者の 安定した 雇用の確保義務

ご存知ですか？

- 健康寿命が男女とも70歳超える
- 4年後の2012年には団塊世代が65歳に到達
- 国民全体の7割前後が「高齢者」を「70歳以上」と認識している

70歳まで働ける私も企業もいきいき元気セミナー

日　時　平成20年8月7日（木）午後2時～
場　所　ホテルグランヴィア和歌山　6階「メゾン・グラン」

第1部　「いきいき元気な未来に向けて」**～高齢者雇用のすすめ～**
濱田　智司氏（紀の州コンサルティング代表）

第2部　「奨励金制度について」
（社）和歌山県雇用開発協会

中央会だより

「70歳まで働ける企業」創出事業 第1回推進会議開催

中央会では6月13日（金）、ホテルグランヴィア和歌山において平成20年度「70歳まで働ける企業」創出事業第1回推進会議を開催しました。

高齢者雇用に関する労働局の委託事業である本事業では、今年度の対象業種となった5組合からの業界委員、社会保険労務士（70歳雇用支援アドバイザー）、中小企業診断士の専門委員の方々が出席のもと、事業実施内容についての詳細な議案審議が行われました。

高齢者雇用の現状実態調査やセミナー開催内容等を審議する中で、本年度の「70歳まで働ける企業」創出事業の普及・促進に向けて具体的な充実策を目指していきます。

対象組合	**和歌山県家具工業（協）** **和歌山ニット商工業（協）** **和歌山市管工事業（協）** **和歌山市運送事業（協）** **和歌山エルピーガス（協）**

中国輸出振興部会通常総会・講演会開催！！

6月24日（火）、ルミエール華月殿にて、中国輸出振興部会の通常総会が開催されました。

総会では、中国ビジネスに関する講習会や和歌山大学の留学生との交流会の開催、情報の収集・提供、調査研究事業に取り組むこととなりました。

また、四年目を迎える中国山東省での商談会は10月に開催することとなりました。

続いて、本会山下会長による「今、なぜ輸出振興か。－世界市場への挑戦－」と題した講演会を実施しました。

輸出を始めたきっかけ、苦労した点、今後の輸出戦略及び輸出事業を行う際の重要点等について、ＤＶＤを上映した後、詳細に説明が行われ、出席者は熱心に耳を傾けていました。

中国輸出振興部会に関する
お問い合わせは、
情報総務部
（担当：髙橋・木本・黒江）まで
ＴＥＬ：073－431－0852

日本最大級の中小企業ビジネスイベント
＜中小企業総合展2008＞開催

5月28日（水）から5月30日（金）までの3日間、インテックス大阪（大阪市南港）において、「中小企業総合展2008 in Kansai」（主催：（独）中小企業基盤整備機構）が開催されました。

本県中央会関係では、共同受注グループ和歌山 T and T が出展しました。

全国から選りすぐられた約250社が一堂に会し、自ら開発した新製品・新技術・新商品・サービス等の成果を紹介、市場創出・販路拡大、事業連携等のビジネスマッチングに向けて商談等を行いました。

CONGRATULATION!

おめでとうございます

～平成20年　和歌山県知事表彰～

本県の向上発展に貢献され、文化・環境・商工業・福祉・地方自治の振興発展など各分野での功績が優れた方々に贈られる和歌山県知事表彰が発表されました。

中央会関係では、次の方々が栄えある表彰を受けられました。

おめでとうございます。

［知事表彰］

（順不同）

○亀井　凱洋氏	和歌山県作業手袋工業組合理事長
○中嶋　数英氏	赤帽和歌山県軽自動車運送協同組合理事長
○河本　　武氏	紀州みなべ梅干協同組合元理事長
○上野　　諭氏	和歌山県渡船協同組合前理事長
○楠本　保久氏	和歌山県食肉生活衛生同業組合理事
○森井　嘉春氏	紀州繊維工業協同組合理事
○町田　充史氏	紀州漆器協同組合理事
○岡田　崇志氏	協同組合和歌山県測量設計センター理事
○岩橋　重文氏	和歌山県建築設計監理協同組合監事

青年中央会だより

近畿ブロック総会を和歌山県で開催!!

5月29日（木）、和歌山市の休暇村紀州加太において、平成20年度近畿ブロック青年中央会通常総会を開催し、近畿ブロックより25名、和歌山県から15名が参加しました。

今回の総会では役員の改選が行われ、新会長として吉田順年氏（大阪府中小企業青年中央会）が就任しました。今年度は11月に神戸市で組合青年部全国講習会が開催される事から、和歌山県としても講習会への参加と協力を通して、近畿・全国との更なる連携を進めていきます。

和歌山県中小企業青年中央会通常総会開催!!

6月28日（土）、ルミエール華月殿において、和歌山県中小企業青年中央会（児玉隆博会長　会員数14団体・3個人）の平成20年度通常総会が開催されました。

本会児玉会長の挨拶の後、提出議案が慎重審議され、原案通り可決決定されました。今年度は会員間での情報交換及び親睦交流を図り、青年中央会の積極的なＰＲに努めていきたいと考えています。

また、総会後に行われた懇親会では、多数の来賓出席のもと情報交換を行い、青年部間の交流がより一層深まりました。

青年部に関するお問い合せは、
中央会情報総務課（担当：黒江）まで
ＴＥＬ：073-431-0852

全国先進組合事例

鳥取県

三朝温泉旅館協同組合

地域ブランドの温泉水を原料としたオリジナル化粧水を商品化

所在地	〒682-0123 東伯郡三朝町三朝910-2
電話番号	0858-43-0431
FAX番号	0858-43-0430
設立	昭和31年4月
組織形態	同業種網羅型組合
地区	東伯郡三朝町
出資金	3,000千円
主な業種	旅館業・サービス業
組合従業員	2人
組合員	26人
URL	http://www.tabijozu.ne.jp/~misasa/

世界屈指のラジウム含有量の三朝温泉をブランド化し、全国に発信するため源泉100%を原料とした化粧水を開発。旅館内販売やネット販売が好調に推移し反響も大きく地域PRに貢献

背景と目的

昭和31年に鳥取県三朝町の温泉旅館が従業員宿舎の共同施設を主な目的として、組合を設立した。三朝温泉は、世界屈指のラジウム含有量を誇る泉質が有名で、健康面で各種効能があり、全国より観光客で賑わっていたが、バブル崩壊とともに団体客が減少し、平成8年の年間宿泊者数55万人をピークに、平成18年には40万人に減少した。組合では当温泉地を残すべく地域団体商標登録に取り組み、「三朝温泉」が登録された。同時に地域及び組合員の旅館の活性化策として、核となる新たな商品開拓に迫られていた。

事業・活動の内容

県の紹介で温泉を利用した商品開発企業と出会い、源泉100%の化粧水の開発に取り組んだ。試験研究を積み重ねながら、温泉に保存薬物などを含まない無添加の化粧水「三朝みすと」が完成した。組合では化粧水を組合員の旅館で販売するとともに、新聞等のマスコミやホームページによるPRを展開したところ、浸透力も高く敏感肌にも効果があり、なおかつ低価格なことから、利用者のリピートも多く、同地域の薬局やローソン等のコンビニエンスストアからの引き合いもあり、初年度ながら3万本の販売を達成することができた。これにより地域ブランドの全国発信力が高まり、温泉地としての新しい話題にも繋がっている。

成果

組合員の旅館での販売本数も多く、低価格で組合員に卸していることから、収益アップに繋がっている。また、商品の話題が全国的に広がり、観光地のPRにも大きく貢献している。

今後の展開は、この商品開発をキッカケとして地域ブランドの全国発信を一層推進すべく、三朝温泉の新しい魅力を再構築する。

▲三朝温泉源泉100%化粧水　三朝みすと

滋賀県

滋賀県扇子工業協同組合

道の駅「藤樹の里あどがわ」を活用した扇子情報の発信

所在地	〒520-1217 高島市安曇川町田中97番地1 商工会内
電話番号	0740-32-1580
FAX番号	0740-32-3340
設立	昭和50年1月
出資金	24,470千円
組織形態	産地組合
地区	高島市
主な業種	扇骨製造業
組合員	23人
URL	http://www.jungle.or.jp/adogawa/craft.html

道の駅「藤樹の里あどがわ」に併設した扇子の常設展示販売場と実演・体験工房を活用した事業展開

背景と目的

高島扇骨の生産量は、戦後の昭和33年に一時、年間1,330万本に達したが、扇風機やクーラーの出現で涼をとる普通扇の需要が激減し、昭和38年には500万本まで落ち込んだ。その後、徐々に回復し、現在は年間約740万本の生産量で推移している。商品構成は、普通扇（夏扇）35%、飾り扇30%、舞扇20%、その他15%となっている。一方においては、製造技術が海外流出し、量産を始めた低コストの中国産の扇骨に押されるという厳しい状況に直面している。

事業・活動の内容

旧安曇川町商工会では平成12年度から、町内の商工業者、行政、一般住民の代表による地域資源調査委員会を設置し、安曇川町の自然、歴史、文化、人物、物産などの地域資源を特産品開発と観光振興に活かすため、地域資源調査事業を実施してきた。その結果、特産品開発においては「環境にやさしい資源としての竹の活用」、観光振興においては「継体天皇に関連する遺跡や田中城跡などの歴史的資源の活用」を重点テーマとして、具体的な取組みを進めている。地域振興のための産地化形成の要因の一つを「近江聖人の里・びわ湖こどもの国、竹と扇子の里」として、道の駅の各施設を核に、扇骨・扇子文化を発信する事業を展開している。

成果

①道の駅「藤樹の里あどがわ」を中心に地域一丸となった活性化の推進と、②固定観念にとらわれない新規需要の新用途開拓を積極的に推進したことが成功の要因と考えられる。高島扇骨は、滋賀県指定の伝統工芸品でもある。このように伝統的な技術分野に最先端の技術であるところのレーザー彫刻機械を導入したことにより、顧客ニーズに即応した扇子（マイせんす）も提供できるようになった。伝統技術と最新技術の組み合わせが、時代にマッチしたヒット商品を実現した事例であるともいえる。

今後、道の駅を核に、高島扇骨・近江扇子事業が発展することが期待されている。

▲道の駅「藤樹の里あどがわ」

▲地元産の扇骨を利用して、オリジナルの扇子を作る体験工房

京都府

舞鶴蒲鉾協同組合

生産者の顔が見える「舞鶴かまぼこブランド」離陸

所在地	〒624-0914 舞鶴市字下安久1013番地の11	組織形態	産地組合
		地区	京都府舞鶴市
電話番号	0773-75-0865	主な業種	水産練製品製造業
FAX番号	0773-76-6061	組合従業員	8人
設立	昭和47年10月	組合員	5人
出資金	70,900千円	URL	http://www.maizuru-k.com/

舞鶴湾の近海魚を利用した生すりみ加工からかまぼこ製造まで、これまで蓄積した高い品質管理技術によりコントロールし、確固たる「舞鶴かまぼこ」ブランドを構築した

背景と目的

当組合は昭和47年に共同購買を目的に設立され、昭和56年には原料である生すりみの製造を開始し、全組合員に供給するとともに、組合独自に販路開拓を行うなど精力的に活動してきた。

水産練製品は市場ニーズの漸減傾向は避けられず、原料事情においても、世界的漁獲量の減少などの影響を受けて厳しい状況になっており、組合の共同事業を通じて、組合員の今後の更なる結束と進化を目指す必要があった。このような中でも、平成18年には「舞鶴かまぼこ」が地域団体商標として登録された。これを契機に今後更なるブランド強化に取り組んでいく。

事業・活動の内容

当組合の事業がこれまで比較的順調に来た背景には、生すりみの共同生産を開始する際に、各組合員のすりみ製造機を組合に移転し、すりみ製造は組合で行い、全量供給されたすりみを元に、かまぼこを製造するのは組合員という完全に分業された機能分担体制を確立したことがある。

また、販路開拓に関しては、近畿圏の各生協との取引開始を機に、品質管理体制を強化したことが、今日の組合の品質管理体制の基礎となっている。

成果

事業は順調に推移し、平成18年度においては、①共同購買事業（すりみ、調味料、かまぼこ板、包装資材等の購買）の売上高が314,599千円、②共同販売事業（組合員の製造したかまぼこ等の卸・小売店への販売）の売上高が80,460千円となっている。

また、品質管理においても、組合の品質検査基準と管理システムを活用し、数値管理するなど、製造技術・品質管理技術も大きく向上しており、今後も更なる品質向上を目指している。さらに販路開拓に関しても、近年のネット環境の進化を見据え、ネット通販に取組む組合員も出てきている。

組合事務所全景

かまぼこ専科カタログ

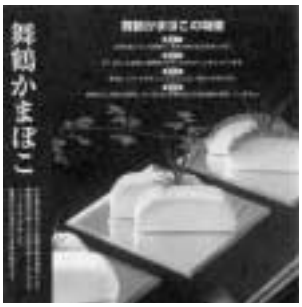

【通信販売カタログ】舞鶴味自慢「ふるさと舞鶴便」

共同加工場（外観）

情報連絡員報告 5月分

ＤＩ（ディフュージョンインデックス）値
ＤＩ値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。
ＤＩ値＝増加（好転）割合　－　減少（悪化）割合
ＤＩ値＞０　…　景気上向き
ＤＩ値＝０　…　景気横ばい
ＤＩ値＜０　…　景気下向き

業界景況／前月比
－57.5／前月比5ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転⇧　不変➡　減少・悪化⬇

業種	項目	売上高	収益状況	資金繰り	業界景況
製造業	食料品	⬇	⬇	⬇	⬇
	繊維同製品	⬇	⬇	➡	⬇
	木材木製品	⬇	⬇	⬇	⬇
	印刷	⬇	⬇	⬇	⬇
	化学ゴム	⇧	⬇	➡	⬇
	窯業土石製品	⬇	➡	➡	⬇
	鉄鋼金属	➡	➡	➡	⇧
	その他	⬇	⬇	⬇	⬇
非製造業	卸売業	➡	➡	➡	➡
	小売業	⬇	⬇	⬇	⬇
	商店街	➡	⬇	⬇	⬇
	サービス業	⬇	⬇	⬇	⬇
	建設業	⬇	⬇	⬇	⬇
	運輸業	⬇	⬇	⬇	⬇
ＤＩ値		－40.0	－50.0	－35.0	－57.5

（情報連絡員40名のうち回答数40名　回答率100%）

総　評

前年同月比における「業界景況」判断指数（ＤＩ値：景気動向指数）は、マイナス57.5ポイントであり、同4月調査と比べて5ポイント改善した。

同4月調査と比べ、「売上高」も10ポイント改善、「収益状況」も12.5ポイント改善、「資金繰り」も2.5ポイント改善した。

5月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は15名、「悪化」との回答は24名で、「好転」との回答は1名であった。

年間DI値（前年同月比）の推移

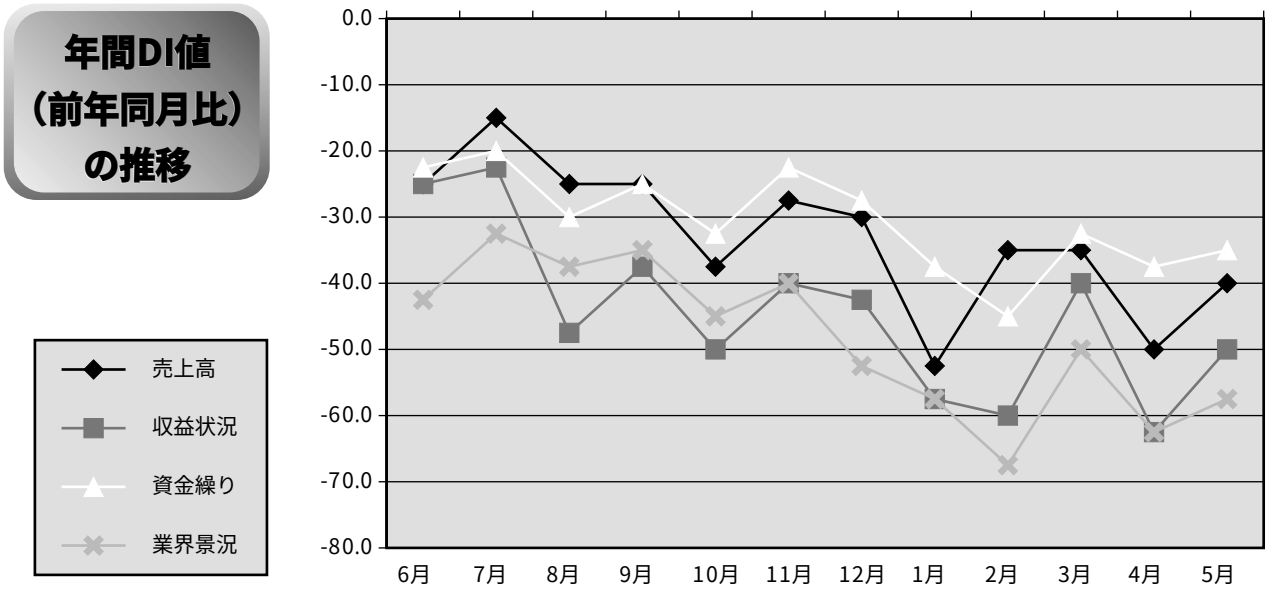

製造業

食料品	原材料が不足していて欠品している商品があり、新梅の作柄が見えてくるまで様子見の状況。（梅干）
繊維・同製品	諸経費、原料の高騰で苦慮している。（ニット）
	長年にわたり業界の状況は下降傾向にある中、原油、諸物価の高騰により今後の業況への不安は増すばかりです。（織物）
	材料費の高騰により収益悪化。（手袋）
木材・木製品	先月同様各企業共受注数の落ち込みが厳しい。また仕入業者から材料費の値上げ要請がありダブルパンチである。受注数の減少により稼働時間を短縮している企業がある。景況は最悪の状態です。（建具）
化学ゴム	石油化学に欠かせないナフサの高騰が依然として続いており、原料体の異常な値上がりによる収益低下が大きい。（化成品）
鉄鋼・金属	今後2ヶ年程度は今の好調な状況が持続すると思われる。（住金）
その他の製造業	好調ではないが、とりあえず安定して営業中である。6月19日～20日と東京レザーフェアに出展、今後の動向が分かるかも？（皮革）

非製造業

卸売業	昨年比99%の売上。（青果）
	5月度は住宅設備投資等かなり不調な状況です。特に建設業関連は低価格受注が多く、窮屈な状況に置かれている様に見受けられます。近畿一円同じ様な状態ではないでしょうか。（電設資材）
小売業	原油価格の高騰を受けて日常生活必需品の値上がり必至では、非必需品を主に扱う私達の業界は売上低下に拍車をかけています。特に装飾品の売上低調がこたえます。先日組合の総会を開催しましたが活発な意見が出て、まだまだ希望を捨てていない店が多いと感じいくらか安堵しました。（時計）
	中心市街地を回遊できる城まち1日周遊切符という優待クーポン付きの乗車券が和歌山バスから発売された。国の認定を受けた市中心市街地活性化基本計画の民間事業の1つとの事。（和歌山市）
	今月の連休は思いの外街中への客足が少なく、非常に悪い状況が続いています。（田辺市）
サービス業	一般紙や雑誌の旅行広告を見ているとやたらと海外旅行の集客戦略が目立っている。一方国内の観光地ではそれぞれ創意工夫を凝らし魅力ある宣伝をしているが、国内旅行に関心を示す若者が少なく不幸な時代が続きます。（旅館）
	対前年同月比で、宿泊人員（90.3%）、総売上料金（103.6%）、1人当たり消費単価（114.7%）、総宿泊料金（97.9%）、1人当たり宿泊単価（108.5%）。1～5月の宿泊人員で見ると、19年は469,509人、20年は448,569人で20,940人の減（－4.5%）である。昨年同時期のパンダ人気等の落差の他、最近の不透明な経済情勢もあり、宿泊客の動きは鈍化している。反面宿泊単価は7ヶ月連続上昇している。（白浜旅館）
建設業	公共工事、新築住宅工事の減少、資材の高騰の影響を受けている。（電気工事）
	原油高騰の影響がまだ続く中、鉄メーカー、塩ビメーカーは強気で、4月に30%値上げし、5月末にも値上げと歯止めがかからない。リフォーム事業も少ない様です。仕事量が少なく、業界は大変な時期です。会議、大会をしても組合員の集まりが悪い。関係する資格だけでは厳しい状況です。（板金）
運輸業	物流業界は燃料高騰で経営が難しい状態になった。輸送量はやや減少である。全体的に経済の歯車が狂ってきている。農業でも温室野菜をやめたり、漁業では出航しないという様になってきた。これが物の減少となり物量が減るといった事になりつつある。6月の軽油価格は市場最高値のリットル140円となった。（和歌山市）

充実した中央会共済制度のご案内

― 堂々のラインナップ！ ―

共済制度実施団体●和歌山県中小企業団体中央会 ／ 加入資格●中央会の会員に属する法人・事業主

オーナーズプラン　事業保全資金の確保と役員退職金の準備

- ゆるぎなき経営のために豊かな保障を実現します。
- 掛金のご負担は全額事業主負担です。
- 大型保障による事業保全資金の確保のみならず、生前給付保障の活用により事業継続におけるリスク対応が可能です。
- 事業継承プランも取り揃えております。

総合保障プラン　事業主・役員・従業員の弔慰金・見舞金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、法人の支払った掛金は損金（全額もしくは一部）として算入でき、事業主が従業員のために支払った掛金は必要経費となります。被保険者の給与にもなりません。

特定退職金共済制度（新企業年金保険）　従業員の退職金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、月々の掛金は従業員一人1000円（1口）から30,000円（30口）までです。
- 掛金は損金（必要経費）として算入でき、従業員の給与にもなりません。
（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）

パートナーズプラン　個人向けの死亡・医療保障制度

- 掛金は加入者負担です。
- 死亡保障・3大疾病に備える保障・1泊2日からの入院保障をはじめ必要に応じた保障の付加が可能です。

共済制度のご照会・ご相談は下記までご連絡下さい。

三井生命保険株式会社　和歌山支社

和歌山市小松原通1丁目1－11　大岩ビル　TEL:073（432）3360　FAX:073（431）5232

※各商品の概要を簡単に説明したものです。詳細は該当の商品パンフレットをご覧ください。

火　災　共　済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済　①火災　②落雷　③破裂・爆発　④風災・雪災
総合火災共済　上記①～④及び　⑤物体の落下・衝突　⑥騒じょう・労働争議　⑦水ぬれ　⑧盗難　⑨水災
} 担保されます

自動車事故費用共済

もしものとき…お手軽な掛金でもうひとつの安心を！

補償内容（共済金額300万円契約の場合）

すべての共済金は、共済契約者にお支払いします。

	負傷者が契約者側の場合	負傷者が相手側の場合
死亡共済金 事故の日から180日以内に死亡されたとき （1事故につき）	300万円	共済契約者の経済的負担を補うため 合計300万円までの実費を支給 契約者側にも過失のある場合 死亡臨時費用共済金（一時金として支給）30万円
後遺障害共済金 （障害級別による）	12～300万円	12～300万円 算定された額を限度として実費を支給
入通院共済金 365日分 または300万円限度	（1人あたり） 入院日額 4,500円 通院日額 2,250円 1事故につき入院、通院合わせて1日最高18,000円	左記の日額により、 合計300万円までの実費を支給 契約者側にも過失のある場合 入通院臨時費用共済金（一時金として支給）3万円 （3日以上の通院または入院で、1事故につき）

車種別共済掛金

共済金額 / 車種	300万円 年払
自家用乗用自動車	10,000円
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用普通貨物自動車（2t超）	17,500円
自家用普通貨物自動車（2t以下）	14,500円
自家用小型貨物自動車	10,000円
自家用軽貨物自動車	5,500円

（対物担保特約掛金は含んでいます。）

特　約

対物担保特約（1事故につき）	30,000円	他人の財物を破損・汚損・滅失させ、その損害額が2万円以上となったとき（1共済期間内に1回）

※共済金は、1事故の総合計300万円が限度です。（特約を除く）

ご契約いただけない車

1. 登録番号9及び90から99の特殊車輌
2. 営業用車輌（タクシー・運送会社の貨物車）
3. ダンプカー・ブルドーザー等

問 合 先 ● 和歌山市西汀丁26番地　TEL（073）431－3288（代）

組合代表者の皆さまへ

FUJI FIRE & MARINE

富士火災の
和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9％安くなる※お得な保険制度です。

※保険種類・払込方法により異なります。

グループ傷害保険
経営安心部長

①労災認定を待たずに保険金をお支払い！
②従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！（売上高方式の場合）
③通勤途上や経営者の業務上災害も補償！
④特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！
※葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。
⑤入院・通院保険金は1日目からお支払い！
⑥特約により地震などの天災を補償！
⑦建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象！
※経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険
入院医療保険金支払特約付帯

新 経営安心部長

①お仕事中のケガはもちろん、日常の病気入院も補償！
②年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律！
※入院医療保険金特約にかぎります。
③医師の診査は不要。各人の告知も不要！
※被保険者数が5名以上の場合に限ります。
④記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！
⑤全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！
被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

医療保険
医療費用担保特約付帯

みんなの建保

ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合
①健保の3割自己負担分をお支払いします！
②差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）
③入退院時の交通費をお支払いします！
④ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！
⑤最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

※この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

富士火災海上保険株式会社
〈本　社〉
〒542-8567
大阪市中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741（大代表）
〈東京本社〉
〒104-8122
東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911（大代表）
HOME PAGE
http://www.fujikasai.co.jp

0120-228-386 保険もしもしコール
0120-220-557 事故受付相談サービス

中央会わかやま
7
2008.7
No.525
第525号　昭和40年11月10日第三種郵便物認可　平成20年7月10日発行（毎月10日）定価五〇円

白崎海岸（由良町）

和歌山県中小企業団体中央会
〒640-8566　和歌山市西汀丁26番地
和歌山県経済センター7階
TEL　073−431−0852
FAX　073−431−4108
URL　http://www.chuokai-wakayama.or.jp/
E-mail　info@chuokai-wakayama.or.jp

PRINTED WITH SOY INK
この情報誌は、環境に優しい大豆油インキを使用しています。